

新潟市秋葉区農業委員会 8 月定例総会議事録

1 開催日時 令和元年 8 月 30 日（金）午後 3 時 30 分から午後 4 時 10 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (16 人)

委員	1 番	鈴木 儀一
委員	2 番	長井 範親
委員	3 番	砂原 剛
農地部会長	4 番	佐藤 英一
委員	5 番	佐々木 和美
委員	6 番	笠原 綱生
農地部会長	7 番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8 番	坂上 静男
委員	9 番	早川 秀則
委員	10 番	窪田 陽一
委員	11 番	上田 一男
会長	12 番	小倉 栄造
委員	13 番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14 番	平野 榮治
農地部会長職務代理者	15 番	松田 洋一
委員	16 番	佐藤 千穂子

4 欠席委員

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

11 番	上田 一男
13 番	伊藤 君雄

第 2 議事

議案第 15 号	農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について
議案第 16 号	農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農地係	真柄 和朗
農政振興係長	白川 文夫

7 会議の概要

佐藤事務局長	<p>お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和元年度8月定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。</p>
会長	<p><挨拶></p>
局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。</p> <p>なお、本日は、全員出席となっております。従って、会議は農業委員会会議規則第4条により成立しています。</p> <p>それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。</p>
議長(小倉会長)	<p>それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>皆さんから異議がありませんので11番・上田委員、13番・伊藤委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案として提案されている案件に入ります。</p>
議長	<p>議案第15号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局 (真柄主査)	<p>議案第15号、農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>議案書1ページ番号1をご覧ください。</p>

貸付人A氏、借受人株式会社B代表取締役C氏、
大鹿地区の案件で、稲月推進委員の担当地区です。
本件は、賃貸借権設定による一時転用許可申請です。

転用申請面積は、田1筆、823㎡です。

転用目的は、新潟市発注の橋梁工事に際し、工事期間中の作業用バックヤードとして申請するものです。

申請地は農振農用地域内農地に該当し原則許可できませんが、一時転用ということから許可相当と判断できるものです。

なお、当該申請地は2月に別企業に対し一時転用許可を行いました、申請者が異なることから再度後期工事分の一時転用許可申請を行ったものです。

また、当該地の農地復旧は本件申請人が行うものです。

転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

本件は農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

令和元年8月27日に開催されました農地部会における、農地法第5条第1項の規定による許可申請1件の調査内容について報告します。

議案書1ページ1番の案件です。

本件の借受人である株式会社Bの社員であるD氏から説明してもらいました。

工事の開始時期について質問したところ、「水利権を持つ土地改良区から10月以降にするよう指示があるので、本体はそのようにする。看板などの設置は9月から行う。」とのことでした。

部会としては、許可になってから申請通りの利用を行うよう指導し、申請者もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第 15 号は、原案どおり決定しました。

議長 次に、追加議案の
議案第 16 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 16 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてご説明します。
(真柄主査)

追加議案書 1 ページ 1 番をご覧ください。

譲渡人 E 氏、 譲受人 F 氏、

満願寺地区の案件で、吉川推進委員の担当地区です。

本件は、贈与による所有権移転の許可申請です。

申請面積は、田 1 筆、155 m²です。

譲受人は妻と二人で経営を行っており、水稻を主体として、蔬菜と合わせて 2.7 ha 栽培しております。

譲受人は当該農地を自宅脇の自己所有農地と誤認して耕作しており、譲渡人も同様に考えていました。このたび、譲渡人が当該農地を相続したことにより事実が判明しましたが、実態に合わせて贈与することになり申請に至りました。

申請地は農振農用地区域外農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

本件は農地部会に付されました。

次に、追加議案書 1 ページ 2 番をご覧ください。

譲渡人 G 氏、譲受人 H 氏、

竜玄地区の案件で、佐藤推進委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請面積は、畑 1 筆、128 m²です。

譲受人は妻と二人で経営を行っており、水稻を主体として、蔬菜と合わせて8.5ha栽培しております。

譲渡人は、当該農地を最近相続しましたが、耕作しきれないという事で今回の申請に至りました。

申請地は農振農用区域内農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

本件の10aあたりの対価は20万円です。

本件は農地部会に付されました。

なお、議案第16号の2件は農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしています。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

追加議案、農地法第3条許可申請に関する意見決定2件の調査内容について報告します。

追加議案書1ページ1番の案件です。

本件の譲受人のF氏に、いつ頃から間違っって耕作していたのか尋ねたところ、「正確には分からないが、3世代前からだと思う。」とのことでした。

部会としては現地確認し、問題なく耕作していることは確認済みであるので、決定後も今まで通り耕作を行うよう指導し、申請人もこれを了承しました。

次に、追加議案書1ページ2番の案件です。

本件の譲受人のH氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、「現在、隣接している畑を耕作しており、譲っていただくことになったので、申請に至った。」とのことでした。

部会としては、申請書どおり耕作を行うよう指導し、申請人もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので追加議案第16号は、許可相当として意見決定することとしました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。
報告事項、
農地の転用事実に関する照会書について
農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(真柄主査)

2ページをご覧ください。
報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。
記載内容のとおり1件回答しました。
続きまして、3ページをご覧ください。
報告事項、農地法第3条の3第1項の規定による届書の受理についてです。
記載内容のとおり3件受理いたしました。
以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和元年度8月定例総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 上 田 一 男

署名委員 伊 藤 君 雄